

内閣府特命担当大臣（経済安全保障担当）

高市 早苗 様

**経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進  
に関する基本的な方針案等に対する申し入れ**

立憲民主党経済安全保障プロジェクトチーム

立憲民主党は、国際情勢や社会経済構造が急激に変化する中、昨年の衆議院総選挙において経済安全保障の確立を政権政策として掲げるなど、かねて経済安全保障の重要性と必要性を訴えてきました。

さらに、本年5月に成立した「経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律」に附帯決議を付すなどして、本法に係る基本方針、基本指針の策定、さらに今後の運用について様々な提案をしてきました。

つきましては、政府が現在検討中の、①経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する基本的な方針（案）、②特定重要物資の安定的な供給の確保に関する基本指針（案）、③特定重要技術の研究開発の促進及びその成果の適切な活用に関する基本指針（案）について、自由で開かれた経済、民間活力と経済成長、経済安全保障の実効性といった観点及び附帯決議の内容を誠実に反映するため、下記、申し入れます。

記

**1 経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する基本的な方針（案）について**

- 基本的な考え方の中に、「市場や競争に過度に委ねず、政府が支援と規制の両面で一層の関与を行っていくことが必要である」と明記されているが、事業者の自主性を過度に阻害する恐れがあり、「一層の関与を行う」は不適當であるため、「一定の関与を行う」に修正すること（第1章第1節）。
- 経済安全保障の定義が示されていない。そこで、定義に係る国会答弁を踏まえ、より分かりやすい説明を明記すること（第1章、第1節）。
- 基本的な方針には「安全保障に関する経済施策の推進と自由かつ公正な経済活動の促進との両立」、「必要最小限の規制」、「事業者の自主性の尊重」、「国際約束の誠実な履行」を明記すること（第1章第1節、第2節）。

- 「合理的に必要と認められる限度」という表現は曖昧であり恣意的な判断を許すことから、その要件を明確化すること（第1章第2節、第2章第2節）。
- 下位法令の制定に当たっては、有識者だけではなく、労働界、法曹界、関係事業者団体、消費者団体など幅広く各界の多様な意見を聴取し、反映させるよう明記すること（第2章第3節）。
- 経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に当たっては、政府の行政改革の基本方針との整合性を確保するよう明記すること。

## 2 特定重要物資の安定的な供給の確保に関する基本指針（案）について

- サプライチェーン調査については、民間事業者等が提供できる情報には一定の限界があることに留意し、調査対象や調査内容を必要最小限に絞り込むと明記すること（第2章第2節）。
- 特定重要物資の指定にあたっては、客観的かつ公平に行い、必要な要件を満たすものに絞り込み、適切に指定されるよう留意すると明記すること（第3章第1節）。
- 安定供給確保取組方針の策定に際しては、関係事業者、関係事業者団体、その他の関係者の意見を十分に考慮し、明確な基準を示すとともに、その策定プロセスについては、客観性、透明性・公平性を十分に確保すること（第4章第1節）。

## 3 特定重要技術の研究開発の促進及びその成果の適切な活用に関する基本指針（案）について

- 附帯決議にあるように、「特定重要技術の開発支援については、我が国の技術的優位性ひいては不可欠性を確保することにつながるか否かを十分に検証した上で、（中略）真に必要なものに対し、集中的に行うこと」を明確にし、過度に拡大しないようにすること（第1章第3節）。
- 特定重要技術の研究開発支援に当たっては、防衛分野で活用される技術も含まれ得ることを考慮し、軍民両用（デュアルユース）技術については、慎重かつ限定的であることを明記すること

## 4 その他

- セキュリティ・クリアランスについては慎重を期す必要があるが、まず、政府において過去の国会答弁を踏まえ、考え方を整理したうえで、説明すること。

以上